

第11回日本介護支援専門員協会九州・沖縄ブロック研究大会 in 鹿児島

2020年鹿児島県介護支援専門員協議会 第3回研修会

【大会参加並びに宿泊等のご案内】

歓 迎 の ご 挨 拶

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度、「第11回日本介護支援専門員協会九州・沖縄ブロック研究大会 in 鹿児島」、

「2020年鹿児島県介護支援専門員協議会 第3回研修会」が鹿児島県鹿児島市において開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

また、本会が開催されるにあたり、私どもアローツーリスト株式会社が皆様方の参加申込・宿泊等のお世話をさせて頂くことになり、厚く御礼申し上げます。

社員一同、万全を期し、ご参加の皆様にご満足いただけますよう精一杯お手伝いさせて頂く所存でございます。

つきましては、本大会のご成功をご祈念いたしますとともに、皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

アローツーリスト株式会社
代表取締役 中間 幹夫

1) お申込み・受付の手順

①お申込み方法

別紙の申込書に必要事項をご記入の上、**1月10日（金）まで**にFAXまたは郵送にて、アローツーリスト㈱までお早めにお申込み下さい。

※宿泊等が不要な場合でも、大会に参加される場合は必ず申込書にてお申込み下さい。

②アローツーリスト㈱より請求書及び各種券類を書類送付先に送付致します。

③参加費等につきましては、請求書に記載されている口座に**指定期日までに**ご送金下さい。

振込手数料はお客様負担となりますので予めご了承下さい。

領収書は原則として振込用紙の払込金受領書をもって換えさせて頂きます。

④申込送付先／お問合せ先

旅行企画／実施

鹿児島県知事登録旅行業第3-102号 アローツーリスト株式会社 総合旅行取扱管理者 増永敏章

申込送付先／お問合せ先

アローツーリスト株式会社 担当：増永・野元 受付時間 9：00～18：00 ※土日祝祭日休業日
〒892-0815 鹿児島市易居町2-9 インカムビル2F TEL 099-226-6000 FAX 099-226-7031

※大会参加のご案内は、弊社ホームページ (<http://www.arrow-tourist.jp>) からでもご覧頂けます。

2) 大会参加のご案内

(1) 開催期間：令和2年2月22日（土）10：00～17：30

(2) 参 加 費：日本協会会員 4,000円、九州・沖縄ブロック会員 6,000円
非会員 8,000円

※お申込み後の参加費のご返金はできかねますので予めご了承下さい。

3) 分科会のご案内

(1) 日 時：令和2年2月22日（土）13：30～15：30

(2) 場 所：鹿児島市民文化ホールまたは鹿児島サンロイヤルホテル

※分科会のお申込みは先着順です。必ずお申込書には、第2希望までご記入下さい。

※会場は、分科会券に記載しますので、弊社よりお送りする分科会券にてご確認ください。

4) 昼食のご案内

(1) 日 時：令和2年2月22日（土）12：30～13：30

(2) 場 所：鹿児島市民文化ホール（第2ホール内）

(3) 料 金：1,000円

5) 情報交換会のご案内

(1) 日 時：令和2年2月22日（土）18：00～20：00

(2) 場 所：鹿児島サンロイヤルホテル 2階「太陽の間」

(3) 料 金：7,000円

6) 宿泊のご案内

※ホテル及び部屋タイプは限りがあり受付順とさせていただきますので、必ず第2希望までご記入下さい。
ご希望にそえない場合は弊社より事前にご連絡致します。

※ホテルウェルビューかごしまは、部屋の確保数が少ないのでご希望の方は予めご了承下さい。

・ツインまたはトリプルをご希望の方は、必ず同室希望者名を申込書の備考欄にご記入下さい。

・禁煙室（消臭対応の場合あり）又は喫煙室のご希望を申込書にご記入下さい。

ご記入のない場合は、ホテルの状況に合わせて対応させていただきます。

・禁煙室のみの設定のホテルがございますのでご注意ください。

・各ホテルの位置関係、移動距離などは別紙の地図をご参照下さい。

・駐車場の予約及び支払いにつきましては、宿泊代に含みませんので直接ホテルにてお願い致します。

◆宿泊設定日：【前泊】令和2年2月21日（金）【当日泊】22日（土）

【鹿児島市内】

※お一人様1泊あたりの料金（朝食付、税・サービス料込）

地区	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込記号	駐車料金	備 考
与次郎がハマ 浜地区（会場エリア）	鹿児島サンロイヤルホテル （分科会会場・情報交換会会場）	シングル	12,000円	A-1	無 料	全体会場より徒歩で約5分 鹿児島中央駅・天文館より車で約15分 無料シャトルバス運行（1時間に2本） ※宿泊、分科会、情報交換会利用の方は 駐車無料
		ツイン	11,000円	A-2		
		トリプル	10,500円	A-3		
	アートホテル鹿児島 （旧レンブラントホテル鹿児島）	シングル	11,000円	B-1	800円	全体会場より徒歩約25分、車で約8分 鹿児島中央駅・天文館より車で約20分 ※宿泊（1泊につき800円）
		ツイン	10,000円	B-2		
		トリプル	9,500円	B-3		
	ホテルウェルビューかごしま	シングル（禁煙のみ）	11,000円	C-1	500円	全体会場より徒歩約15分、車で5分 鹿児島中央駅・天文館より車で約15分 ※宿泊（1泊につき500円）
		ツイン（禁煙のみ）	10,000円	C-2		
天文館	ホテル・レクストン鹿児島	シングル	11,000円	D-1	1,000円	全体会場より車で約11～13分 各分科会場より車で約10～15分 鹿児島中央駅より車で約10～14分
		ツイン	10,000円	D-2		
	かごしまプラザホテル天文館	シングル	9,500円	E	1,000円	
中鹿児島 中央駅	ホテルアービック鹿児島	シングル	11,000円	F-1	800円	全体会場より車で約13～15分 各分科会場より車で約14～16分
		ツイン	10,500円	F-2		



鹿児島市〔市外局番099〕

地区	番号	会場名・ホテル名	電話番号
与次郎ヶ浜地区	①	鹿児島市民文化ホール (全体会会場・分科会会場) 大会用の駐車場の確保はございませんので なるべく公共交通機関をご利用下さい。	257-8111
	②	鹿児島サンロイヤルホテル (分科会会場・情報交換会会場)	253-2020
	③	アートホテル鹿児島 (旧ベストウェスタンソプラノホテル鹿児島リゾート)	257-2411
	④	ホテルウェルビューかごしま	206-3838
委館樓	⑤	ホテル・レクストン鹿児島	222-0505
	⑥	かごしまプラザホテル天文館	222-3344
地中央区	⑦	ホテルアービック鹿児島	214-3588



タクシー利用の場合の所要時間と概算	
鹿児島中央駅 ↔ 鹿児島市民文化ホール(全体会会場)	所要時間約15分～20分(料金約1,500円)
鹿児島中央駅 ↔ 鹿児島サンロイヤルホテル(分科会・情報交換会会場)	所要時間約15分～20分(料金約1,500円)
鹿児島中央駅 ↔ 天文館	所要時間約5分(料金約670円)
鹿児島サンロイヤルホテル ↔ 天文館	所要時間約15分(料金1,500円)
鹿児島市民文化ホール ↔ 天文館	所要時間約15分(料金1,500円)

7) 全体会会場（鹿児島市民文化ホール）へのアクセス及び駐車場のご案内

J R、バス等ご利用の場合	鹿児島中央駅より、お車で約 15 分（タクシーの場合、約 1,200 円） 鹿児島中央駅より、路線バスで約 20 分（運賃@190 円）
高速（九州道）ご利用の場合	鹿児島インター（下車）より約 15 分

- 会場へのアクセスや路線バスにつきましては、大会ホームページと弊社ホームページ（<http://www.arrow-tourist.jp>）に案内と時刻表を掲載しておりますのでご確認ください。
- 駐車場（収容台数約 200 台）は 1 台 200 円でご利用頂けます。予約は不要ですが限りがあります。先着順のため駐車できない場合もございますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

8) 大会保険（国内旅行傷害保険【重大事故支援システム付】）のご案内

大会期間中、安全対策には皆様万全を期されていることと存じますが、より安心してご参加頂く為に任意保険のご案内です。この保険は、大会期間中や往復の移動中の事故や病気など万一の時の被害によって生じる思わぬ出費を補償する保険です。ご参加の皆様がより安心してお過ごし頂く為に、ご加入をおすすめ致します。

- 国内旅行傷害保険をご希望の方は大会参加申込書の「保険」欄に○印と金額をご記入下さい。

【保険期間：令和 2 年 2 月 2 日（土）午前 8 時から 2 月 4 日（日）午後 8 時まで】

保険料：お一人様 1,000 円

傷 害 死 亡	3,000 万円	救 援 者 費 用	100 万円
入 院 日 額	12,000 円	賠 償 責 任	2,000 万円
通 院 日 額	7,500 円		

※但し、大会参加の為に自宅を出発時から大会終了後の帰宅までの適用になります。
補償期間内であっても大会終了後に帰宅してから、再び出かけた場合は補償の対象となりません。

9) 変更・取消しについて

変更・取消しにつきましては必ず F A X にてアローツーリスト(株)までご連絡下さい。

お電話での変更・取消しはお受けできかねますので予めご了承下さい。

(1) 大会参加の取消し

- ・お申込み後の参加取消しや大会当日の欠席による参加費の返金は原則としてできません。
- ・大会にご欠席の場合、大会事務局へ連絡のうえ資料請求を行って下さい。
大会終了後、大会資料を送付致します。

(2) その他の取消し

- ・取消しの場合は、1 名様につき下記のとおり取消料を収受させて頂きます。
- ・ご入金後の変更・取消しによるご返金は大会終了後にさせて頂きます。
また、その際のお振込み手数料はお客様負担とさせて頂きます。

取 消 日	21 日 前 ま で	20 日 ~ 8 日 前	7 日 ~ 2 日 前	前 日	当 日 開 始 前	開 始 後 無 連 絡
大会参加費	※日数に関わらず、お申込後は 100% かかります					
宿 泊	無 料	10%	30%	40%	50%	100%
昼 食	無 料	無 料	30%	50%	100%	100%
情報交換会	無 料	無 料	20%	50%	100%	100%
国内保険	無 料	無 料	100%	100%	100%	100%

国内受注型企画旅行取引条件書（共通事項）

※宿泊、視察旅行、有料シャトルバスをお申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この旅行は、アローツーリスト株式会社(以下「当社」といいます。)が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面として、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款受注型企画旅行契約の部第9条第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます。)の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面、別紙「受注型企画旅行企画書面」及び「日程表」に記載したところによります。

1.受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)圬は、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成しこれにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2.契約の申込み

- ①当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。
- ②当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ③当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ④当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ⑤健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- ⑥お申込みの時点で未成年者の方は、お申込みの際に親権者(原則としてご両親)の同意書を提出してください。

3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ①当社の業務上の都合があるとき。
- ②お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- ③お客様が暴力団員、同準構成員、同関係者、同関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力である場合はご参加をお断りすることがあります。
- ④お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑤お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

4.契約の成立時期

- ①契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- ②当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- ③申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- ④通信契約は①の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

5.確定書面の交付

- ①契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- ②前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- ③確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

6.旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- ①旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- ②利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金（以下「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- ③当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

7.契約内容の変更

- ①お客様から契約内容の変更の求めがあったとき、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- ②当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

8.旅行者の交替

お客様は当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡（お客様の交替）できます。当社所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

9.お客様による旅行契約の解除

①お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って契約を解除することができます。

②お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、前項①の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

- [1]旅行契約内容が第 15 項の下表に例示するような重要な変更が当社によって行われたとき。
- [2]旅行代金が増額されたとき。（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます）
- [3]天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- [4]当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- [5]当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- [6]お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、①の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。また、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
- [7]当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10.当社による旅行契約の解除

①旅行開始前

- [1]お客様より企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- [2]当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
 - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - b.お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - c.お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - e.お客様が第 3 項③から⑤に該当することが判明したとき。

②旅行開始後

- [1]当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。
 - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者、若しくは同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
 - d.お客様が第 3 項③から⑤に該当することが判明したとき。

11.旅行代金の払い戻し

当社は、第 9 項②[1]から[4]までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 9 項、第 10 項の規定により受注型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

12.旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。

- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- ②本項①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合ときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初と同様になるよう努め契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

13.当社の責任

- ①当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があったときに限ります。
- ②お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は①の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

14.お客様の責任

- ①お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ②お客様は契約書面に記載された、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ③お客様は旅行開始後に提供された旅行サービスが、契約書面の内容と異なるときは当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15.特別補償

- ①当社はお客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程の定めにより以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。但し、本項②の事由による場合は、補償金等は支払いません。
- ・ 死亡補償金：1500 万円／ 入院見舞金：2～20 万円／
通院見舞金：1～5 万円
 - ・ 携行品損害補償金：お客様 1 名につき 15 万円を限度（但し補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度）
- ②当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります）が定められている場合は、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。
- ③①の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- ④お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- ⑤当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションルツアー)については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取扱います。

16.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。

また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令 ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止

⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置

	変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その旅行の目的地の変更	1	2
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）		
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
5	契約書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
7	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		

- 注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
- 注 3. [3]又は[4]に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注 4. [4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注 5. [4]又は[6]若しくは[7]に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船または 1 泊につき 1 件として取り扱います。

17.お買物についてのご注意

お買物については、お客様自身の責任で購入して下さい。当社では、商品の交換や返品等、免税払い戻しのお手伝いは致しかねます。

18.事故等のお申し出について

旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先ご通知下さい。通知できない場合は、出来次第ご通知下さい。

19 個人情報の取扱いについて

- ①当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続のため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため
- ②上記 2. 3. の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、主催事務局様にも提供致します。当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- ③お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。
- ④一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。